

議案第 40 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 18 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条、第 6 条関係）			別表（第 2 条、第 6 条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		略	略		略
選挙長	1 回につき <u>12,200 円</u> （当該選挙が無投票となつた場合にあっては 8,300 円）		選挙長	1 回につき <u>10,800 円</u> （当該選挙が無投票となつた場合にあっては 8,300 円）	

投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u> (投票事務打合等の職務の場合にあつては <u>7,200円</u>)	
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	
開票管理者	1回につき <u>12,200円</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u> (立会時間が7時間以内の場合にあつては <u>6,200円</u>)	
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> (立会時間が6時間以内の場合にあつては <u>5,400円</u>)	
開票立会人	1回につき <u>10,100円</u>	
選挙立会人	1回につき <u>10,100円</u> (当該選挙が無投票となった場合にあつては <u>5,000円</u>)	
略		
略		

投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u> (投票事務打合等の職務の場合にあつては <u>6,400円</u>)	
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	
開票管理者	1回につき <u>10,800円</u>	
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> (立会時間が7時間以内の場合にあつては <u>5,400円</u>)	
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> (立会時間が6時間以内の場合にあつては <u>4,800円</u>)	
開票立会人	1回につき <u>8,900円</u>	
選挙立会人	1回につき <u>8,900円</u> (当該選挙が無投票となった場合にあつては <u>4,400円</u>)	
略		
略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。